バリアフリー街づくり推進県民会議（仮称）における運用体制イメージ

バリアフリーの必要性を感じている県民

・障害者　・妊産婦　・その他
・高齢者　・子育て中の方

フィードバック

意見

（例）
・条例・施策に関する意見
・既存建築物のﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ化
・駐車場やｴﾚﾍﾞｰﾀｰの利用
・点字ブロックの敷設　等

県民集会等による意見交換

バリアフリー街づくり推進県民会議（仮称）

【全　体　会】

① **県民意見の収集**
バリアフリーの課題や条例・施策に関する意見等について収集

④ **内容の二次検討**
部会での検討結果を踏まえ、対応策等について事業者等施設設置者を含めた全体会で議論する。(神奈川スタンダード)

⑤ **検討結果(提案)の発信**
検討結果を県民・行政・事業者等へ発信する。

⑥ **検証**
その後の状況について検証を行う。

○構成員
学識者、障害当事者、福祉団体、経済団体、事業者、公募委員等
○人数
25～30人程度

集約依頼

報　告

【部　　会】

② **県民意見の集約**
意見をテーマ毎に分類し、課題のポイントについて整理を行う。

③ **内容の一次検討**
課題を検討し、対応策等について議論する。
(障害当事者間の利益相反部分についても検討し、利用者側の共通認識を図り、対応策を検討)

○構成員
学識者、障害当事者、福祉団体、公募委員等（原則、全体会委員）
○人数
10人程度

※　全体会、部会における作業や議論は、原則公開（ホームページへ掲載）

提案発信

・県　民　・事　業　者
・行　政　・そ　の　他

提案

連携

施策実施、普及啓発・支援

バリアフリーの街づくり推進における庁内の推進体制

○　**現行の体制**

【福祉 21 推進会議】
○目　的　総合企画、調整
○構　成　副知事、各部長　○事務局　保健福祉総務課

【福祉のまちづくり部会】
○目　的　・福祉の街づくりの推進に関すること
・戦略プロ「ともに生き、支えあう地域社会づくり（福祉のまちづくりの推進）の推進に関すること
○構　成　施設整備計画担当課長、災害消防課長、地域保健福祉課長（部会長）、障害福祉課長、高齢福祉課長、医療課長、保健福祉部政策企画担当課長、保健福祉事務所長代表、商業観光流通課長、営繕計画課長、都市計画課長、都市整備公園課長、建築指導課長、道路管理課長、道路整備課長、住宅課長、企業庁財産管理情報課長、教育局教育財務課長、県警施設課長、県警交通規制課長
○事務局　地域保健福祉課

【県有施設分科会】
○目　的　県有施設のユニバーサルデザインの促進について、総合的・横断的に検討する。
○構　成　財産管理課、庁舎管理課、政策総務課、県民総務課、地域保健福祉課、営繕計画課、県立病院課、建築指導課、企業庁財産管理情報課、教育局教育財務課、生涯学習文化財課、県警施設課の各担当
○事務局　地域保健福祉課

【庁内連絡会】
○目　的　福祉のまちづくり部会及び県有施設分科会の協議結果を踏まえ、施策・事業の連絡調整や進捗状況の把握を行う。
○構　成　各部総務課、地域保健福祉課、建築指導課の各担当
○事務局　地域保健福祉課